

横浜市公告第212号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

C e e U Y o k o h a m a

西区南幸二丁目16番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

権田金属工業株式会社

代表取締役 権田 有紀子

相模原市中央区宮下1丁目1番16号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 203 台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 187 台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口5か所、出口5か所 位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	数 入口4か所、出口4か所 位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和7年12月2日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和7年4月1日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課